

第 41 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 25 年 8 月 20 日（火） 15:58～18:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 竹原功

（専 門 委 員） 小西葉子、原ひろみ

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房統計調査グループ構造統計室：若林室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 工業統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、まだ定刻より 1、2 分前なのですがすけれども、椿委員を除いてお揃いで、椿委員は本日、所用で御欠席ということですので、全員揃っているということになりますので、始めさせていただきます。

それでは、ただ今から第 41 回産業統計部会を開催致します。

私、本部会の部会長を務めます西郷と申します。

よろしくお願い致します。

今回の部会では、7 月 26 日の第 66 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「工業統計調査の変更」の審議を行います。

今回、審議に参画していただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として「産業統計部会委員等名簿」が配布されております。

今回の工業統計調査の審議に当たりましても、川本委員にかわりまして椿委員に御参加いただくことになっております。椿委員は本日は所用により御欠席ということなのですが、委員会の構成としてはメンバーに入っております。

本日は、本件に関しまして、第 1 回目の部会ということもございますので、委員、専門委員、そして審議協力者として御参画いただきます各府省の順で、簡単に自己紹介、御挨拶をお願い致します。本日、御出席いただいている方の一覧は、配布資料の最後の方に配布してありますので、そちらを御覧ください。

それでは、配布しております出席者名簿の順に従いまして、御挨拶をお願い致します。

それでは、まずは竹原委員からお願いします。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原でございます。よろしくお願い致します。

- 西郷部会長 続きまして、小西専門委員、よろしくお願い致します。
- 小西専門委員 経済産業研究所の小西と申します。よろしくお願い致します。
- 西郷部会長 続いて、原専門委員、よろしくお願い致します。
- 原専門委員 日本女子大学の原と申します。よろしくお願い致します。
- 西郷部会長 よろしく申し上げます。続きまして、審議協力者の方に、これも名簿順でよろしくお願い致します。
- 財務省 財務省の森江と申します。代理でまいりましたので、よろしくお願い致します。
- 厚生労働省 厚生労働省の渡邊と申します。よろしくお願い致します。
- 農林水産省 農林水産省の齋藤と申します。
- 経済産業省 経済産業省の上野と申します。よろしくお願い致します。
- 国土交通省 国土交通省の平沢と申します。よろしくお願い致します。
- 東京都 東京都の川村と申します。どうぞよろしくお願い致します。
- 愛知県 愛知県庁統計課の永井と申します。よろしくお願い致します。
- 西郷部会長 お願い致します。続きまして、統計委員会担当室の方からの御挨拶をお願い致します。
- 清水 内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官 内閣府統計委員会担当室の清水でございます。どうぞよろしくお願い致します。
- 山田 統計審査官 総務省政策統括官室で審査官をしております山田でございます。よろしくお願い致します。
- 坂井 国際統計企画官 事務局を担当致します坂井と申します。よろしくお願い致します。
- 木村 副統計審査官 事務局の木村でございます。よろしくお願い致します。
- 宮澤 主査 事務局の宮澤と申します。よろしくお願い致します。
- 荒川 主査 同じく事務局の荒川でございます。どうぞよろしくお願い致します。
- 西郷部会長 次に、調査実施者の方からもよろしくお願い致します。
- 若林 構造統計室長 経済産業省構造統計室の若林と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 木下 構造統計室参事官補佐 同じく経済産業省構造統計室の木下でございます。よろしくお願い致します。
- 倉田 構造統計室参事官補佐 経済産業省構造統計室の倉田と申します。よろしくお願い致します。
- 西郷部会長 ありがとうございました。

本日の部会は、18時までを予定しておりますが、時間を少々過ぎる場合もあろうかと思えます。既に予定がある委員、専門委員におかれましては、御自由に御退席していただいても結構です。

それでは、まず、部会審議の方法について、御理解を得ておきたいと思えます。

統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定めら

れておりまして、総務省政策統括官室がその基準に則して事前に審査したいいわゆる「審査メモ」というものが資料3として付いているのですけれども、本日も、この審査メモに沿いまして審議を進めていきたいと思っておりますので、その点御了解いただければと思います。

それでは、最初に、配布資料の説明及び今後の審議のスケジュールについて、事務局から御説明をお願い致します。

○木村 副統計審査官 それでは、本日の配布資料でございますが、議事次第に記載してありますとおり、資料は1から4まででございます。また、参考資料と致しまして、参考1と参考2の資料をお配りさせていただいております。お手元でございますでしょうか。御確認ください。

それでは、全体の審議のスケジュールにつきまして、参考2の資料を基に御説明をさせていただきます。全体と致しましては、本日を含めまして、計2回ないしは3回の部会の審議を予定しております。

まず、第1回目の本日でございますが、本日の段取りと致しましては、まず一番最初に、事務局から諮問の概要を説明させていただきます。続きまして、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画案を御説明いただきます。次に事務局が審査メモの内容につきまして御説明させていただいた後、審査メモに則した審議をお願い致します。

また、本日でございますが、時間が順調に進みましたならば、答申（骨子案）までの御提示をさせていただければと考えてございます。

第2回目、8月30日でございますが、同日は、まず本日の部会で委員の皆様から出された意見及び質問のうち、検討を要するため、その場で回答できなかった事項や委員の皆様からメール等で受け付けた御意見等につきまして、説明をお願い致します。その後、審査メモに則した審議をお願い致します。最後に、答申（案）につきまして、御審議をお願い致します。

3回目の9月12日でございますが、この日は一応予備日としておりまして、2回目までで答申（案）の取りまとめに至らない場合に、追加で開催させていただくことを予定しております。

本日は8月30日の部会につきましての会場は、第2庁舎6階の会議室でございます、第3回目の開催となった場合は、場所が変わりますので、御注意をお願い致します。

以上の部会審議を経た上で、9月27日に開催予定の統計委員会に答申（案）を諮り、答申を頂きたいと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として統計法で示されている3つの観点。まず1つ目と致しまして、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点。2つ目としまして、統計技術的な合理性及び妥当性の観点。3つ目としまして、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点。これらを中心に御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、統計委員会の諮問の概要につきまして、事務局の山田審査官から御説明をお願い致します。

○山田 統計審査官 それでは、御説明を致します。

お手元資料1を御用意くださいませ。今回の諮問案件につきましては、資料1の件名のところがございますとおり「諮問第55号 工業統計調査の計画の変更について（諮問）」でございます。

私は審査を担当する立場から、調査の概要、主な変更内容、そして本部会で御審議いただきたい重点事項の計3点について簡単に御説明申し上げます。

まず1点目でございます。調査の概要でございます。資料を1枚おめくりいただきまして、右肩に「資料1の参考」と書いてあるページをお開きください。

こちらの資料でございますけれども、さらに5ページ目をお開きくださいませ。横長になってございます。こちら「工業統計調査の概要」でございます。

左上の枠にありますとおり、本調査は「我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする」ものでございまして、いわば「製造業の国勢調査」に相当する調査でございます。

一番下のところの「調査の経緯」のところがございますとおり、明治42年から前身となる調査が実施されておりました、大正9年以降は原則として毎年調査が実施されているところでございます。

調査の対象のところでございます。

中段のところがございますとおり、本調査の対象は、日本標準産業分類に掲げます「大分類E—製造業」に属する事業所でございます。調査票としては、甲乙の2つの調査票がございます。甲の調査では、従業者30人以上の事業所、乙調査では従業者4人以上29人以下の事業所について調査を行っております。

対象数は甲調査で約6万5,000事業所、乙調査で約29万事業所になります。

主な利用状況でございます。

更に1枚めくっていただきまして、7ページ目をお開きくださいませ。

代表的な利用例でございますけれども、まず「（1）国や都道府県の施策立案の基礎資料」ということでございまして、例えば、地方交付税の算定ですとか、国土形成計画の策定の基礎資料として利用されていたり、また東日本大震災発生時におきましては、被災地の製造業規模の把握のための基礎資料としても利用されてございます。

また、都道府県関係でございますけれども、地域の産業施策ですとか、地域振興のための産業実態把握の基礎資料としても使われております。

また「（2）二次統計等の作成のための基礎資料」としても使われておりますし、また企業、大学等でも幅広く利用されているというところでございます。

続きまして、今回の説明内容の2点目、主な変更内容でございます。

資料をお戻りいただきまして恐縮でございます。1ページ目でございます。「資料1の参考」と右肩に入っているページでございます。

こちらのところ、見出しの「2 変更の概要」のところでございます。

今回の変更の内容は2点になります。

1つ目が「調査対象の範囲の変更」でございます。

調査対象の範囲につきましては、東日本大震災の発生に伴いまして、調査対象から除外した区域に含まれる事業所のうち、避難解除等区域に含まれる事業所を調査対象に含めるため、記述の修正を行うというものでございます。除外していたところを解除されたということで戻すというものでございます。

2つ目が「調査方法の変更」でございます。

本調査の調査系統は、現在、表にありますとおり、①としまして、経済産業省本省から都道府県、市町村を通じまして、事業所宛てに調査員が配布するというもの。②として、本省から民間事業者を通じまして、個別事業者宛てに送付する郵送調査のもの。③として、同じく本省から民間事業者を通じまして本社に郵送する本社一括調査という3つの系統になっております。今回の計画におきましても、この系統自体について変更はございません、その上で、今回は系統の割り振りについて変更しております。

下の図の左側にありますとおり「現行」でございますけれども、まず原則としましては、単一の事業所を中心に、①の調査員調査による調査としつつも、例外的に②の従業者が200人以上の事業所、それから③の本社一括調査に賛同いただいた企業につきましては、郵送調査という形で調査を割り振っておりました。

しかしながら、この方法によって調査を行ったとき、同一企業に複数の事業所がある場合につきましては、従業者200人未満は調査員調査、従業者200人以上は郵送調査、さらに本社一括調査に賛同いただいた企業については、傘下事業所分も含めて郵送調査で調査が実施されるということになりまして、事業所の規模の大小や経済産業大臣の指定の有無によりまして、調査員調査と郵送調査あるいは個々の事業所を対象とした調査と本社一括調査というものが混在しているというところでございます。

このため、調査員調査の対象である事業所が、同一企業の他の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、混乱が生じていたというところでございます。

このため、今回、右側の図にありますとおり、調査対象範囲を明確化して、混乱を回避しようというのが今回の計画でございます。

説明事項の3点目は、本部会で審議をお願いしたい重点事項でございます。

2ページ目をお開きくださいませ。

見出し「3 審議すべき重点事項」のところでございます。

大きく2点ございます。

まず「(1) 調査員調査及び郵送調査の対象となる事業所の範囲の変更について」でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、今回の申請では、調査方法の別により、調査変更範囲を明確化することにしておるところでございます。

当該見直しによりまして、従前、調査員調査により実施されていた従業者200人未満の複数事業所に対する調査が郵送調査へ移行することとなりまして、調査員調査の対象となる事業所数が約34万事業所から約30万6,000事業所へと減少することになります。

このため、当該変更に関しまして、結果精度への影響ですとか、回収率の確保の観点から、その適否等について御審議いただきたいというものでございます。

次に「(2) 前回承認時における今後の課題についての検討状況」についてでございます。

まず、前回の承認時に、調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等の観点から、今後、経済センサスー活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて検討の上、報告することとされていたところでございます。

そういったことで、今回、課題への対応状況について御審議いただきたいというものでございます。

また、旧制度下の統計審議会答申、平成19年5月の答申でございますけれども、こちらにおきまして「常用労働者」として調査されている従業者の範囲・概念と用語について、あるいは労働生産性に係るデータの整備について、あるいは「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」について区分ごとの把握、公表を行うことについて、そして報告者負担の軽減の観点から簡素化・周期化を図ることについて、ということが課題として示されていたところでございます。

そのことから、その対応状況について、今回御審議いただきたいというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、今回の工業統計調査について、その目的、概要、変更計画及び前回、前回というのは平成22年の答申になるのですけれども、その答申における今後の課題への対応等について、調査実施者である経済産業省調査統計グループ構造統計室の若林室長から御説明いただきたいと思います。

なお、後ほど、詳しい議論は審査メモに沿って行いますので、この段階での説明は簡潔によりしくお願い致します。

○若林 構造統計室長 部会長から、今、御指摘がありましたとおり、後ほど回答させていただきますので、ここでは簡単に補足させていただきます。

今回の変更の部分ですけれども、先ほど御説明いただいた諮問の概要の下の図にありますとおり、一つの企業の下に複数の事業所があるような場合、従業者が200人未満と従業者が200人以上で、片方は調査員調査で行い、片方は民間経由の郵送調査で行うというように分かれておりました。このため、例えばある事業所が本社などに問い合わせたような場合に、

誤って本当は調査員の方に調査票を返さないといけないものが、郵送調査の方で返されるということがありまして、そうなりますと、回収の事務の際に混乱が生じてしまったということがありますので、これをきれいに切り分けるために、単独事業所は調査員調査で行い、複数事業所に関しては、国が民間事業者経由の郵送調査で行うという形に切り分けたというのが今回の変更になります。

それに伴いまして、調査員調査で行っていた部分の一部の事業所につきまして、国から民間事業者経由で郵送調査にするものが若干増えますので、そういう意味で、国の担当部分が増えるということになります。

これによりまして、都道府県あるいは市町村経由で行っていた調査員調査の方の分が減りますので、自治体の負担軽減にもなると考えております。

今後の課題等への対応につきましては、後ほど回答のときに御説明させていただければと思います。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今度は、今、調査実施者から御説明いただきました変更等の計画に関しまして、総務省において事前審査を行っていただいていますので、その結果について資料3の「審査メモ」に基づきまして、事務局の山田審査官から御説明をお願い致します。

○山田 統計審査官 それでは「審査メモ」について御説明を致します。

お手元に資料3を御用意いただければと思います。

まず、1の「工業統計調査の変更について」でございます。

先ほど諮問の概要のところでお説明いたしましたとおり、今回の計画におきましては、調査系統及びそれに対応する調査方法そのものに変更はございません。

一方で、図2にありますとおり、現行の調査系統に対応する調査対象を一部変更するというのを計画しているところでございます。

論点と致しましては、2ページ目でございますとおり、4点ほど掲げさせていただきました。

aと致しまして、経済産業省が直近で諮問している本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における調査方法及び民間委託の内容等の相違点、入札段階及び委託段階における結果精度や回収率確保の観点からの考え方、対応はどういうものか。

bと致しまして、本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査員調査及び郵送調査について、それぞれいつから民間委託を実施し、前回実績（回収率）はどのようになっているのか。

また、本調査において、調査員調査と郵送調査それぞれの回収率はどのようになっているのか。特に、従業者200人未満と小規模である複数事業所については、調査方法を調査員調査から郵送調査に変更することは問題ないか。

cと致しまして、論点a及びbにおける実績及び対応を踏まえ、本調査において、各調

査方法の調査対象事業所の範囲を変更することは妥当か。

dと致しまして、今回行う調査方法の変更を踏まえて本調査を実施することについて、対応を予定している措置は、回収率確保、統計の質保証及び審査技術の蓄積の観点から問題はないかという4点でございます。

続きまして「2 前回承認時における今後の課題への対応」でございます。

平成24年の前回調査の際に、調査票を一枚化することについてという課題が提示されるとともに、平成19年5月の統計審議会答申において提示された課題への対応について、平成25年度末までを目途に報告するということとされていたところでございます。

これを踏まえまして、論点としましては、3ページ目のところでございますけれども、前回の指摘事項について、検討及び対応状況はどのようになっているのかとさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきました資料3の「審査メモ」に沿いまして、審議を進めてまいりたいと思いますが、限られた時間で効率的に御議論いただくために、審査メモの記載の論点に沿いまして、変更事項ごとにまとめて議論を進めていきたいと思っております。

議論の順番に関してなのですが、まず順番から言うと2番目ということになりますが、「前回承認時における今後の課題への対応」から先に議論をさせていただきます。

というのは、こちらは調査票そのものに関わる部分なので、今後の調査の進め方等に直接的に影響があるところですので、まず、こちらの方に十分な時間を割いて議論をしたいと思っておりますので、順番を2の「前回承認時における今後の課題への対応」から始めさせていただきます。

それでは、審査メモの2ページ目になりますけれども「前回承認時における今後の課題への対応」の記載の論点につきまして、調査実施者から御説明をお願い致します。

○若林 構造統計室長 それでは、資料4を御覧いただけますでしょうか。

資料4の3ページ目からなのですが「2 前回承認時における今後の課題への対応」ということで、「前回の指摘事項について、検討及び対応状況はどのようになっているか」という論点に対してお答え申し上げます。

まず1点目でございますが、平成24年7月承認時の検討課題ということで、調査票を一枚化することについて検討するというものでございます。

こちらは、工業統計調査は、従業者30以上の事業所を対象と致しました甲調査票と、従業者4人以上29人以下の事業所を対象と致しました乙調査票の2種類から成っております。これにつきましては、資料2の一番最後のところに、調査票がございますので、こちらを見ていただければ分かると思っておりますが、甲調査票というのがA3の大きさのものでありまして、乙調査票というのがA4の大きさのものでございます。これらを御覧いただければと思っております。

この違いなのですが、甲調査票の方は有形固定資産額ですとか、製造品等の在庫額あるいは工業用地・用水量などの調査項目を設定することによりまして、付加価値額の計測ですとか、政策ニーズに必要な製造活動の詳細事項について把握可能な調査票設計となっております。

これに対しまして、乙調査票の方は、従業者数ですとか、製造品出荷額等、調査客体に対する記入者負担の軽減化の観点から、必要最低限の基本的な事項を中心とした調査設計となっております。先ほど申し上げましたとおり、このために乙調査票はA4判で小さくなっておりまして、甲調査票の方はA3判ということで倍の大きさとなっております。

この調査票を一枚化するというメリットにつきましましては、「①調査票の甲乙別の配り分けの必要がなくなる」ということがあります。

それから2つ目としまして「②調査用品の点数が少なくなる」。これは甲乙別ですと、別々に作らないといけないということがあるということです。

また、「③調査票の整理・保管がしやすくなる」ということがあります。

一方、デメリットと致しましては、①のように、乙調査票の対象事業所においては調査票が2倍に大きくなるとともに、調査関係用品も全て甲調査票に合わせますので厚くなります。そうしますと、調査回答への負担感が増すということがあります。

そして「②調査票を含めた調査関係用品の作成コストがアップすること」、それから「③調査員が持ち歩く調査関係用品の重量も増してしまうこと」があります。

それに調査票は大きくなりますので「④従来の倍近い保管スペースが必要となってしまうこと」もありますし、さらに、⑤のように、調査票上での審査の際に、実は甲調査票と乙調査票では注意すべきポイントが異なっております。それにも関わらず一枚化しますと、調査票で区別ができなくなるので、かえって地方で審査事務を行うときに効率が低下するということが挙げられます。

また、平成22年に都道府県に対しまして、調査票一枚化のアンケートを実施いたしましたが、そのときに一枚化に対して「賛成」が3、「反対」27、「どちらとも言えない」が12ということで、調査実施の現場からは反対意見が多かったということになっております。

これは、一枚化のメリットとして考えられておりました調査票の配り分けの観点でも、20年調査からプレプリントを導入しておりまして、そうしますと、調査客体を確認しながら調査票を配布することになりますので、配り分けの必要がないというメリットの①の項目は、その効果が薄らいでいるということ、逆に、一枚化した場合に、デメリットの③から⑤までの負担の方が大きくなっていく可能性があるということがその要因として考えられます。

以上のように、工業統計調査におきましては、調査票の一枚化によるメリットよりも、デメリットの影響の方が大きいこと、加えて、昨今の調査環境が厳しくなっている中におきましては、調査対象全体の8割を乙調査対象事業所が占めておりますので、デメリットの①の負担感の増加というものがかなり大きく響くと考えておりまして、そうしますと、

調査拒否ですとか、ひいては精度の低下に至ることが懸念されるために、工業統計調査におきましては、従来どおり甲乙別の調査票で調査を実施することにしたいと考えております。

これが1つ目の回答でございます。

めくっていただきまして、4ページ目でございます。

今度は「平成19年5月答申における今後の課題」でございます。

まず、(1)で「『常用労働者』として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつつ、その範囲・概念と用語について見直すこと」という今後の課題が挙げられております。

一番下の方に(参考)としまして「工業統計調査の従業者数の調査項目」を記述しておりますので、そこを御覧いただければ、中に「常用労働者」と書いている部分があると思います。

工業統計調査におきまして、労働生産性を把握するという観点から、その従業者の概念というのは、雇用ベースではなくて、実際に事業所で働いている従業者ベースでの調査項目となっております。

このため、工業統計調査における「常用労働者」は、調査票を見ていただければ分かるとおり、「正社員、正職員等」と「パート・アルバイト等」、それから「出向・派遣受入者」を範囲としております。ただし、他企業へ出向、派遣している者は除いております。この「常用労働者」に「個人事業主及び無給家族従業者」を加えたものを従業者としております。

一方「常用労働者」の用語を使用しております他の統計調査におきましては、その範囲に「出向・派遣受入者」というものは普通含んでおりませんので、他の統計調査との整合性が課題になったものと認識をしております。他の統計との混同を避けるために、工業統計調査における「常用労働者」の定義につきましては、調査客体及びユーザーに対して、記入要領等の関係書類あるいはホームページでの利用上の注意等に記載して周知することで注意喚起を図っているところでございます。

また、4ページ目の一番下のところの※印に書いておりますとおり、経済センサスー活動調査との関係につきましては、従業者数の調査項目については、経済センサスー活動調査の調査項目の方から工業統計調査の従業者数を算出できるように整合が図られておりまして、経済センサスー活動調査において製造業の統計の結果を発表する際には、工業統計調査と時系列的に整合がとれるように発表されているところでございます。

次に2ですが、このような従業上の地位に係る分類の在り方につきましては「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画の中で「従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する」とされておりました。そこで、この動向を注視してございましたけれども、総務省におきまして検討が行われた結果、平成23年度の統計法施行状況の審議の中で、我が国の各統計調査にお

ける区分は「従業上の地位に関する国際分類」におおむね従っていること、我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあることから、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低いという結論を得たということが示されたところでございます。

ただ、この従業上の地位に係る分類の在り方につきましては、現在も統計委員会基本計画部会第2WGにおきまして、引き続き議論がされているところでございまして、この「常用労働者」の用語の扱いにつきましても、そういった審議状況等を踏まえながら対応を検討することとしたいと考えております。

続きまして、5ページ目でございます。

(2)で課題が2つありますので、分けて御説明申し上げます。1つ目は「工業統計調査の結果から二次的に作成される『労働生産性に係るデータ』については、生産労働と非生産労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること」というものでございます。

これにつきましては、過去の工業統計調査、甲調査と言われるものですが、それにおきましては、常用労働者の内訳として「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」の人数を平成2年までは周期的に調査しておりました。しかし、事業所においてこのような区分をしていないということもありまして、記入が困難であるため、記入者の不満が相当強かったということがありますので、平成5年の改正において廃止されたという経緯がございます。

また、生産労働と非生産労働に区分して把握することにつきましては、製造事業所に問い合せてみましたところ、できるけれども相当の手間が掛かると言われておりまして、さらに小規模な事業所ほど記入できないという返事でもございました。

その理由と致しまして、業務を兼ねている人がいるため、分類することができないということがございまして、このように事業所側の記入者負担が増大することにより、実際の調査を行った際に回答率ですとか、精度の低下につながるということが懸念されるということ、それから実際の調査に当たって、統計調査員がこれらの変更に対応可能であるかなど運用面での課題も挙げられることから、これらの実施は困難と判断しております。

なお、参考として、平成2年工業統計調査における「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」の定義を下の方に記述させていただいております。

もう一つの課題なのですが、「また『製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合』については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから『製造品出荷額』、『加工賃収入額』及び『その他収入額』の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと」というのがございます。

こちらは、できれば資料2の最後に付けております調査票の方を御覧いただければと思

うのですが、調査票の甲調査票の右側の真ん中のあたりに「製造品の出荷額、在庫額等」というところがございます、その内訳として「品目別製造品出荷額」、「加工賃収入額」、それから「その他収入額」という欄がございます。

その右側のところに、番号にして16番のところなのですが、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」というものを聞いております。

この工業統計調査では、製造品の出荷額、在庫額等の調査事項については、消費税込みの金額を記入するというようにしております。このために「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」を調査することで、付加価値額の算出に当たって推計消費税額を求める際に用いているものでございます。

しかし「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」のみを調査するのでは「製造品出荷額」と「加工賃収入額」、それから「その他収入額」の区分ごとの推計消費税額、付加価値額を正確に算出することができないということで、それぞれの区分ごとに直接輸出額の割合を把握することについて指摘がされたと考えております。

ただ、これを受けて、製造品出荷額と製造品出荷額以外の収入について、それぞれ輸出額の割合を記入することができるかどうか、これも製造事業所の方に問い合せてみましたけれども、やはりできるけれども相当な手間が掛かると答えておりました、記入者負担の増大による記入率の低下により、精度の低下が懸念されるということもありますので、区分ごとに輸出額の割合を把握するというのは困難と考えております。

最後に7ページ目でございますが「(3)工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること」というものがございます。

これにつきましては、工業用地、工業用水等の調査事項につきましては、民間の統計ユーザーは少ないと考えておりますが、特に地方自治体から調査票情報の二次利用申請をこの部分に関して毎年20~30件程度受け付けておりました、企業誘致ですとか、工業用地に係る施策、あるいは公共下水道整備事業計画などに活用されているところでございます。

本調査事項は、他に代替できるような統計データはなく、調査票情報の二次利用申請に対して、工業用地、工業用水に係る各調査項目のデータ提供を行っているということがありますので、その簡素化につきましては、現時点では困難と考えております。

また、当該調査事項の周期化につきましても、地方自治体等による調査票情報の二次利用申請におきまして複数年のデータ利用というものを必要とする場合がございます。

また、前年数値を参照できなくなりますと、かえって記入者負担が増える可能性があります、さらに、審査精度の低下にもつながるといことが危惧されるものですから、現時点では毎年調査することが必要と考えております。

しかしながら、工業統計調査につきましては、これまでも報告者負担の軽減に対する要望というものが寄せられておりますので、行政ニーズを把握しながらどういった対応が可

能であるかということにつきましては、引き続き検討していきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今、御説明いただきましたことに関して、順番に審議をしていきたいと思えます。

まずは、審査メモで言いますと2ページ目の「(平成24年7月承認(軽微)時の検討課題)」ということで、いわゆる調査票の一枚化ということなのですが、これに関しては、記入者負担あるいは実査上の観点から、一枚に、甲票の方にまとめるという案はなかなかうまくいかないもので、従来どおり甲票を使用、併用するような形での結論ということなのですが、これに関しまして、委員、専門委員の方から御意見等をいただきたいと思えます。

よろしくお願い致します。

では、小西専門委員、よろしくお願い致します。

○小西専門委員 いいと思えます。

私はすごくいいと思えました。なぜかというと、29人か30人かで記入負担が非常に変わってしまうので、従業員数が4人か3人か29人か30人かというところでサンプルの切断が起こります。一枚にしてしまうと、乙票のつもりで記入して実は甲票対象だったり、また甲票を記入しているけれども、乙票対象だったということが起きるおそれがあるのではと思えます。

○若林 構造統計室長 甲調査の方が項目が多いものですから、乙調査の対象の方が間違えて甲調査の対象の部分を書いたとしても、その部分は使わず、あくまでも乙調査の対象の部分だけを集計するということになります。

○小西専門委員 逆も起きますよね。本当は甲なのに、乙だと思い込んでしまって、足りないと書いて後で修正とか。

○若林 構造統計室長 それに関しましては、後でこちらの方で分かりましたら、すぐに相手側に問い合せて書いてくださいとお願いをすることになります。

○小西専門委員 そういう余計なラグが起きなくて済むと思うので、私はいいと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。

この点に関しましては、もし配り分けがちゃんとできるということであれば、回答者に応じた調査票が用意された方が、多分、回答する側にとっては負担が少ないということになりますので、そういう結論でいいのかなと思うのですが、むしろ地方自治体等の実施する側でどうかということなのですが、いかがでしょうか。

○愛知県 案どおりでぜひお願いしたいと思えます。

昨年、経済センサスー活動調査を実施しましたが、製造業の調査票が1種類であったため、記入者が調査票様式の変化に対応しきれなかったり、記入項目が適切に選択で

きなかつたりして記入漏れや調査拒否など様々な混乱を来しました。その反省に立つと、やはり従来どおり2種類あった方が現場の混乱が少ないと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今、2つ御意見を伺ったわけですが、どちらも2枚で実施できるということであれば、無理に一枚化をする必要はないのではないかと御意見でしたが、ほかの観点からの御意見等はございますか。

もしなければ、御回答のとおり、一枚化はせずに、従来どおり甲票、乙票を併用するような形で調査を実施するという結論を結論としたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、今度は審査メモで言いますと、2ページ目の下の方になりますけれども「常用労働者」として調査されている従業者についてはという「常用労働者」という概念ですね。これに関しましては、資料4の4ページ目の3番のところになるのでしょうか。回答の中の3番のところになると思いますけれども、現在、基本計画部会の第2ワーキンググループの方で、従業上の地位に関わる分類の在り方について検討が進んでいるところなので、その議論を注視しつつ「常用労働者」の用語の扱いについては検討していきたいというのが御回答になっておりますけれども、これに関しても何か委員、専門委員あるいは審議協力者の方から御意見がありましたら、伺いたいと思います。

多分、現在進行しているということなので、様子を見ながら検討していきますということなので、今の時点でこうなさいということとはなかなか言いづらいような面もあるのですけれども、いかがでしょうか。

もし、特に強い意見というものが無いということであれば、御回答のとおり、現在、進行している第2ワーキンググループの議論を注視しつつ「常用労働者」の用語の扱いについては検討していただくということを結論としたいと思います。それでよろしいですか。

○坂井 国際統計企画官 済みません。1点だけ。

○西郷部会長 はい。

○坂井 国際統計企画官 済みません。1点だけ若干事務局から補足させていただきます。

この19年5月という時点の答申でございますけれども、皆様御案内のとおり、まだ経済センサスができていなかったという時期での答申でございます。

したがって、この答申時点での問題意識としてみると、非常に的確だったと思います。なぜならば経済センサスで「常用労働者」をどう扱うかというところはまだ審議中でしたので、そういう意味で、ここの今後の課題とされています。ただ、現時点におきましては、経産省の説明のとおり、経済センサスのところで整理済みでございますし、ある意味で、また西郷部会長がおっしゃったとおり、第2ワーキングで議論中なので、そこを注視していくという御回答で何ら問題ないと事務局としても考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、御回答のとおりで適当と判断をさせていただくことに致します。

次は、ここはもしかしたら議論があるかもしれませんが、こちらの資料4で言いますと、5ページ目の上の方になりますが、工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ」について、要は労働を生産労働と非生産労働、管理部門等に区別して把握する。従前、そういうことが行われていたのだけれども、平成5年の調査でそれは一旦廃止になって、それをまた復活させてはどうか、それを検討しなさいということだったのですけれども、回答としては、現在の事業所のあり方からして、生産労働と非生産労働を区分して把握するということが実際かなり難しいということがあるので、回答と致しましては、そういう区分はせずに、今、行っているような形で調査を続けていくということなのですけれども、これに関して何か御意見等ございましたら伺いたいと思います。

○小西専門委員 済みません。

○西郷部会長 はいどうぞ。

○小西専門委員 これは平成5年のときに、前回いらっしゃった方がいるか分からないのですが、どういう感じで出てきたのですか。フロアからこういうニーズが高いから分けていすというのが議案で上がったのですか。

○西郷部会長 私、そのときには生産統計部会というか、その場にいなかったのですが、これは御回答を頂くとすれば、事務局ということになります。

○坂井 国際統計企画官 済みません。事務局で議事録を追った範囲で御説明しますと、当時いらっしゃった女性の委員の方でちょっと済みません。名前は失念したのですが、プロダクションワーカーとノンプロダクションワーカーで、当時の議論の中で、それをきちんと追っておいた方がいいということをおっしゃいました。申し訳ありません。新村先生でございます。新村先生がおっしゃって、それを基本的に当時の部会長が了解されて課題となったということでございます。

ちなみに新村先生の御専門は、労働経済でありまして、樋口委員長に近いということもありまして、樋口委員長も御存知でございました。

この件につきましては、新村先生は、先ほど申しました1つ目の課題の呼称と概念の問題も一緒に提起されてございます。

経緯としては以上でございます。

○小西専門委員 ありがとうございます。

だから、生産・非生産の区別がなくなるときに、なくならないでちゃんと続けましょうという議論がされたということですね。

済みません。もう一つ。この労働のところは手間が非常にかかって、過去に遡及して調査するのが無理だということは、賛同していますが、2000年以降に乙票の中から有形固定資産がなくなることの審議のときは、誰もそれをなくさない方がいいという案は出なかつ

たのですか。これも事務局の方への質問です。

私はできれば復活していただきたいなと思っています。

○西郷部会長 今の論点と違うところになるので、先にこちらの論点を済ませていただい
てからということでもよろしいですか。

○小西専門委員 どうぞ。

○西郷部会長 生産と非生産とを区分せずに調査していくということに関しまして、ほかに何か御意見。

どうぞ。原専門委員。

○原専門委員 参考までに教えていただきたいのですが、平成5年の改正のときに廃止されたということなのですが、職種を事業所調査で事業所側が回答する形で把握するのは非常に難しいので、こういう判断があったのかなと思うのですが、ここに書かれている回答の中には、記入者の不満が相当強かったということが挙げられていますが、ほかに欠損値、無回答が増えてしまったとか、どうも正確ではないのではないかと思われるような、回答誤差があるような回答が多かったとか、そのほかの問題点もあったということでしょうか。

記入者の不満が相当強かったことだけで改正が廃止となったのがちょっと不思議に思ったので、ほかの議論も御紹介いただけたら参考になるなと思って質問いたしました。

○西郷部会長 どうぞ。

○木下 構造統計室参事官補佐 調査対象となる事業所サイドが書けませんというのが一番大きな要因だったのは確かです。

しかしながら、先生がおっしゃるとおり、実際はそれだけではなくて、やはり書けないということは未記入で上がってきてしまった調査票が多々あった。これも事実です。

そうすると、我々はしっかりした精度の統計を出したいと思っても、なかなかそこが出せない。事業所に聞いても難しく書けませんということが起きてしまったことが大きな要因としてあると思っています。

○原専門委員 私、労働経済学を専門としているので、こういう調査項目があった方がいいなと思うのですが、せっかくこういう質問、調査項目を立てても、回答してくれる事業所がそもそも少ないし、回答してもらっても、正確性がどこまであるのかということでもよろしいでしょうか。

○木下 構造統計室参事官補佐 はい。

○原専門委員 どうもありがとうございました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

なかなか回答する側が難しいからという理由を出されると、それでもやってくださいということは実施する側からも、あるいは委員会の委員としても言いにくい面があるのですが、できれば、今、原専門委員が御指摘になったように、実際に調査してみて、あるいは予備調査等でどれぐらい未記入があって、これが多分回答が難しいから、そこに原因があるのだろうというような、数字に基づいた議論というものができるといいかなと思

いますので、それは難しい面もあるとは思いますが、できるだけ印象ではなくて、予備調査ないしは本調査における未記入の率等で議論ができればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。今のところの大勢では、非生産と生産とを分けて把握するということは実際上難しいので、現状と同じような形で調査を続けていくというのが大勢のようなのですけれども、何かほかに御意見等ございますか。

もしないようでしたら、これも御回答のとおりで適当と判断をさせていただきたいと思えます。

続きまして、資料4の5ページ目の下の方に書いてあります「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」について、項目ごとに書くということなのですが、それに関しては、項目ごとに分けて直接的な輸出額の割合を捉えるということが難しいので、今までと同じように甲調査票の1カ所のところですね。まとめてどれぐらい直接輸出額があるかという、そこを調べるという形での御回答ということなのですが、これに関してはいかがでしょうか。

○小西専門委員 これは言っている人はそれぞれの項目で消費税がほしいのですか。輸出額がほしいのですか。

○若林 構造統計室長 消費税を求めるためといいますか、輸出していると消費税がかからないので、それを差し引くために、輸出割合を聞いて、それで消費税分を推計を掛けているというものです。

○小西専門委員 消費税は直接聞いたらタブーなのですか。

○木下 構造統計室参事官補佐 そもそも工業統計調査は、消費税込みの調査として実施していますが、大企業になれば、税抜き、あるいは税を抜いた金額とプラス消費税という整理をしていると思えますけれども、こと小規模事業所におきましては、込み込みになってしまって、消費税自身が分からないことも多々あるようです。

したがって、とりあえず全体として消費税込みで書いてくださいという調査方式にしてあって、輸出のように消費税が掛からないものについては、その分を差し引いて付加価値などを求めるという考え方です。

おっしゃるとおり、消費税について直接聞ければいいのですけれども、なかなかそうもいかないということです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

消費税の扱いに関しては、今、第1ワーキンググループの方でも大きな問題になっていて、要は産業連関表の基本価格表を作るときに、今の状態だと一次統計からそれをきちんと作るということが非常に難しい。だから、できれば、一次統計の方でその消費税がどれぐらいの部分が消費税であるのかというのをちゃんと選り分けられるような調査ができればそれが理想的なのだけれども、それがなかなか難しい。

なので、もしできるのであれば、こういう形で調査をしてもらえないのかというのが

根本的なところではあると思うのですけれども、この問題は工業統計調査以外のところでも生じておまして、ここだけちゃんと一次統計で捉えられるようになったとしても、結局のところは、一番最後の加工の段階で何とか対応しようという格好に今の状態ではなりそうな感じなのです。

いかがでしょうか。

これもなかなか、結局、回答する側がどうかということになってしまうわけなのですけれども、相当な手間が掛かるという事業者が多くて、記入者負担の増大による記入率の低下が懸念されることから、現行どおりの調査の仕方で行っていくということなのだと思います。

もし、特に反対ということがないようでしたら、これも御回答のとおりで適当と判断をさせていただきますと思います。

最後に、資料4でいいますと7ページ目ということになりますけれども、工業用水等に関して、これは「報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること」というのがいわゆる宿題であったわけですが、それに関しては、簡素化というのは、要するに無くしてしまうというか、調査項目を無くしてしまうということなのですが、先ほど御回答がありましたとおり、地方公共団体からは定期的なニーズがあるということ。それから、周期化を図ってしまうと、かえってそれが報告者負担の増大につながるような面がある。精度が低下するということなのだと思いますけれども、そういうことから、これに関しては、現状どおり続けていく。工業用水の調査事項に関しては、続けていくということなのだと思いますけれども、これに関して何か御意見等ございますか。

○竹原委員 よろしいですか。

○西郷部会長 はい。

○竹原委員 何ページだったか忘れてましたが、プレプリントをしたと書かれていますね。

まず、プレプリントは何をされているのですか。企業名、事業所名、所在地。

○倉田 構造統計室参事官補佐 事業名、本社名と所在地についてのプレプリントをしています。フェイス項目になります。

○竹原委員 ということは、それがプレプリントされているのであれば、そのプレプリントに合わせて、前回調査の工業用地とか、私は用水はよく分かりませんが、それはデータを引っ張ってくれば、プレプリントは可能ではないのですか。

○倉田 構造統計室参事官補佐 プレプリントをすることは可能ではございますけれども、そうすると、既に書かれているので、逆に客体の方が最初から書かないという心配もございます。

○竹原委員 いや、もちろんそうなのだと思いますけれども、簡素化というのは、あるいは負担軽減というのは、この問題提起にもありますように、それほど変化しないものであるのであれば、大宗の企業、事業所が変化しないのであれば、それをプレプリントしておいて、必要に応じて修正するというやり方も考えられないことはないわけですね。

○倉田 構造統計室参事官補佐 方法としては、選択の一つとしてはあるかもしれませんが。
○竹原委員 7 ページの一番最後の4に「報告者負担の軽減に対する要望が寄せられている」ということと「引き続き検討」と。そういう、今、申し上げたようなことも含めて、御検討はされているのですか。

○若林 構造統計室長 プレプリントをするかどうかまでは検討はしていませんでしたが、今、御指摘がありましたので、それについても併せて検討したいと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

そうすると、はい。

○小西専門委員 済みません。工業用水は結構変わると思われま。

原材料ですから需要によって、変わる可能性がありますよね。

用地は小さい事業所だったらそんなに簡単に工場を広げたりできないかもしれないですけども、そこはちょっと慎重にさせていただきたいと思います。

○若林 構造統計室長 御指摘のとおりでございまして、用地の方はそれほど変わらないと思いますけれども、用水の方は、やはり生産の量とかで変わります。

○小西専門委員 電力と同じで変わりますからね。

○若林 構造統計室長 それなりに変動するものではありますので、その辺は気を付けて検討したいと思います。

○西郷部会長 恐らく、竹原委員の御指摘は、プレプリントをする範囲というものをどういう基準で決めているのだろうかということだと思いますが、今回の御提案に対してということよりは、そもそもプレプリントする範囲というものをどう決めているのか、工業用地の方はそれほど変わらないということであれば、それもプレプリントの対象に考えていいのではないかなという御意見だったと思います。

どうでしょうか。何か今回の調査に関して、回答を求めているというような感じになりますか。

○竹原委員 いや、別に結構なのですけれども、要するに、特に経済産業省が企業にたくさん情報提供を求めている、しかもそれが隔年とか、多様にわたっている。それはできれば、各種の統計で使えるデータがあるのであれば、私はできればプレプリントをしてあげてほしいということなのです。

同じ統計を毎年とるのであれば、前年データが入っていた方がいい。それは、統計をとるサイドからすると、いやもう既に打ってしまったら変えてくれないだろうと、いやそれはそうかも分かりませんが、だけれども、お国が持っているデータは、あなたの企業に関しては、あなたの事業所に関しては、こういうデータを保有していますということをお話することも、私は意味があると思っていますので、そのことを少し御検討いただきたい。今回、別にそうしろという意味ではないですが、そういうことです。

○西郷部会長 それでは、どうでしょうか。

もし、今回、工業用地の方ですか。何かもう一回検討するというのであれば、次回御

回答ということになるし、今回、個別の問題とは捉えずに、今後どういう基準でプレプリントの範囲を決めていくかというのを検討していくということであれば、今、そう言っていただければそれで済みということになります。

○若林 構造統計室長 済みませんが、プレプリントに関しましては、システム上の検証が必要になりまして、すぐの対応が難しいものですから、そこは検討させていただければと思います。決してやらないという意味ではありませんが、すぐに対応というのが難しいというものでございます。

○西郷部会長 分かりました。

では、次回に御回答ということですか。それでよろしいですか。

○若林 構造統計室長 次回回答という意味ではなく、先ほど申し上げましたように、システム上の問題がございますので、今回すぐに対応というのは難しいという意味でございます。

○西郷部会長 分かりました。済みません。

○若林 構造統計室長 済みません。

○西郷部会長 では、長期的な課題として、そのプレプリントの範囲をどのように決めていくかということは御検討いただくということで、今回は御提案のと通りのプレプリントの範囲で対応ということですね。分かりました。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、先の方にしておりました審査メモでいいますと、大きい番号で言っている2というものに関しては、以上で一応の全体の審議を済ませているということになって、結論と致しましては、どれも、今回、御回答いただいた内容で適当と判断させていただくということですが、1つ個別の意見としては、小西専門委員の方から何でしたか。

○小西専門委員 労働生産性もすごく大事なのですけれども、製造業はやはり全要素生産性の推定はすごくニーズが政策的にも高くて、2000年までは乙票も甲票も、全要素生産性の計算ができたのですけれども、2000年以降は乙票については労働生産性しか計算できなくなってしまうと思います。恐らく報告者の負担という理由とかで、とらないとなったのでしょうかけれども、社会的、経済分析的、政策的意味からも、復活する日があつたらいいなと思っています。

○西郷部会長 恐らく、今の質問に関しては、今回の調査でということではなくて、もし載るとすれば、今後の課題というところで御検討いただきたいというような書き方になるうとは思いますが、そういう理解でよろしいですか。小西専門委員。

それでは、今の小西専門委員からの御意見に関しては、もし書くということであれば、今後の検討課題のところでもた考えさせていただくということで、今回の調査に関しては、特に有形固定資産を調査項目の中に含めてほしいというものではないと整理をさせていただきます。

- 木下 構造統計室参事官補佐 部会長、1点だけいいですか。
- 西郷部会長 はい。
- 木下 構造統計室参事官補佐 今の小西専門委員の御指摘ですけれども、2000年までは乙調査にも有形固定資産がありましたか。
- 小西専門委員 2000年、そうですね。昔はありましたよ。
- 木下 構造統計室参事官補佐 ありましたか。済みません。我々もかなり昔のことまではなかなか理解をしていないところもあるのですけれども、私の記憶の中からは。
- 小西専門委員 昭和56年以降にありました。目的外申請のときに項目に丸をつけた記憶があります。
- 西郷部会長 多分、それは記憶に基づいて議論するのではなくて、記録に基づいて議論していただいた方がいいですね。
- 小西専門委員 もしなかったらいいですけれども、もしありましたらお願いします。
- 木下 構造統計室参事官補佐 そこはしっかり確認をさせていただこうと思います。
- 小西専門委員 労働に関する調査項目が詳しくなっているから、資本もできれば調査をお願いしたいです。負担は大きいと思いますが。
- 西郷部会長 では、事実関係も調査した上で、もし議論するとすれば、次回議論させていただきたいと思います。
- 坂井国際統計企画官 済みません。ちょっと1点だけ、
- 西郷部会長 はい。
- 坂井 国際統計企画官 それは経済センサスでは把握しているのではないですか。有形固定資産というのは。
- 小西専門委員 とっていますか。全事業所ですかそれとも4人以上ですか。
- 木下 構造統計室参事官補佐 ただ、現行では30人以上しかとっていないです。
- 小西専門委員 ですよね。
- 坂井国際統計企画官 その乙ということですね。
- 木下 構造統計室参事官補佐 そうですね。乙のところですか。
- 坂井国際統計企画官 失礼しました。
- 木下 構造統計室参事官補佐 経済センサスも、工業統計と同じ形式で29人以下は書かなくていいという整理になっていたと思います。
- 坂井 国際統計企画官 そういう整理ですか。分かりました。
- 西郷部会長 それでは、審査メモの大きい番号の2番目の方に関しては、一応審議を終えたという形にさせていただきたいと思います。
- ありがとうございます。
- 今度は、審査メモいうと、1ページ目の「1 工業統計調査の変更について」ということで議論を進めていきたいと思いますが、まずはこれに関しまして、調査実施者の方から御説明をお願い致します。

○若林 構造統計室長 それでは、引き続きまして、資料4の1ページ目の方を御覧ください。

「1 工業統計調査の変更について」ということで、a、b、c、d 4つの論点がございますけれども、これをまとめて御説明申し上げます。

まず、aの「経済産業省が直近で諮問している本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査方法及び民間委託の内容等の相違点、それから入札段階及び委託段階における結果精度や回収率確保の観点からの考え方、対応はどういうものか」、それから、bの「本調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査における、調査員調査及び郵送調査について、それぞれいつから民間委託を実施し、前回実績はどのようになっているのか」という部分につきましては、一番最後の8ページ目のところにまとめておりますので、そちらの方を御覧ください。

別表という部分でございますが、一番左が「工業統計調査」、真ん中が「商業統計調査」、右側が「特定サービス産業実態調査」となっております。

まず「調査方法」ですけれども、工業統計調査の方が調査員調査と郵送調査で先ほど説明申し上げましたとおり、郵送調査の一部は「本社一括方式」になっております。

これは調査員の確保難及び地方自治体の統計職員の縮減等の厳しい状況の中において、単独事業所を調査員調査とし、複数事業所を郵送調査にて実施するというものです。

また、複数事業所の一部につきましては、事業所における記入者負担を考慮して「本社一括方式」を採用しております。

真ん中の商業統計調査につきましては、調査員調査と郵送調査となりまして、これは平成26年調査の来年調査の方でございます。こちらも同様な理由ですけれども、複数事業者につきましては、全て「本社一括方式」を採用しております。

一番右側が特定サービス産業実態調査、これは来年調査分からは、前回、諮問させていただきましたけれども、郵送調査に変えるというものでございます。

これは調査員の確保難、都道府県の統計職員の縮減等の厳しい状況で、こういった対象の全てを国直轄の民間事業者経由の郵送調査にて実施することとしております。

この民間委託の調査開始年次ですけれども、工業統計調査の方は平成19年から、商業統計調査は来年、26年調査からの予定でございます。特定サービス産業実態調査は平成20年調査から行っております。

「前回回収率」ですけれども、工業統計調査は平成22年調査の際に、全体で95.6%、そのうち調査員調査が95.5、民間郵送調査分が97.7%でございました。

商業統計調査につきましては、平成19年調査が前回になりますが、全体で96.4%でございまして、前回調査の際は、調査員調査と郵送調査を行っておりますけれども、民間委託というものは行っておりません。

それから、特定サービス産業実態調査の方は、平成22年調査のときに全体で82.1%で、調査員調査が84.2%、民間郵送調査は62.8%でございました。

それから「民間委託内容・範囲」でございますけれども、工業統計調査につきましては、民間委託の内容は調査方法のうち、「②郵送調査」を民間委託しております。民間委託の範囲は、調査票の配布・回収・督促・審査でございます。

商業統計調査につきましても同様でございます。

特定サービス産業実態調査につきましては、全調査対象が民間委託としております。民間委託の範囲は、調査票の印刷・配布・回収・督促・審査・集計表作成までです。

委託の対象数は御覧のとおりでございます。

それから「民間委託の考え方」でございますが、調査員の高齢化や確保難、国及び地方自治体の統計職員の縮減等、統計調査の実施環境は年々厳しさを増しております。調査員も含めた地方自治体の事務負担の軽減が喫緊の課題となっております。

こうした状況下において、民間事業者を活用した調査の実施は、地方事務の負担軽減方策として有効な手段と考えておまして、大規模調査においても、調査の特殊性を考慮した上で積極的に導入しようと考えているものでございます。

具体的にはということで、3つほど掲げておりますが、1つ目は①の調査全体を包括的に民間委託できる規模かどうか。2つ目が②の包括的民間委託が困難な大規模調査の場合については、調査客体ですとか、調査実施者が混乱しないで、円滑な調査が可能となるよう、調査員調査との役割分担を明確化する。③として、その上で調査客体からの回答が得やすい調査システムを設定するという3つの方針の下で民間委託の方法について整理をしております。

こういった整理の中で、工業統計調査につきましては、②と③で整理を致しまして、本社一括方式と、あとそれとは別に、1つの企業の下に複数の事業所があるような場合でも、やはり本社一括は難しいので個別に事業所の方に調査票を送ってほしいという場合におきましては、それは別にお送りしているということで、②③で整理をしているところでございます。

商業統計調査につきましては、②で整理をしております。

一方、特定サービス産業実態調査につきましては、①で整理をしているというものです。

「調査精度維持対策」ということで、入札・仕様書の段階、それから実査時あるいは実査後の段階につきましては、それぞれ似たようなことが書いておまして、「審査においては、前回データを貸与して、審査に供するなど従来と同基準の審査を行う」、「仕様書に回収率の目標を設定する」、「督促方法や回数を設定をする」、それから実査時につきましては、「配布・回収については、進捗管理の徹底及びコールセンターの適正な運営に向けた指導を行う」、「審査については、国のノウハウをまとめたマニュアルを提供するとともに、国が最終的な確認を行う」、「回収状況の進捗管理については、進捗管理を定期的に行うとともに、必要に応じて民間事業者に対して督促改善指示を出す。また、民間事業者の督促後、国や県の職員による督促も行う」ということになっております。

ちなみに工業統計調査と商業統計調査、特定サービス産業実態調査で少しずつ変わって

おりますけれども、それは、例えば商業統計調査につきましては、督促を行うのが市の職員も行ったりするということ、それから、特定サービス産業実態調査は、集計まで委託しておりますので、「審査・集計については、国のノウハウをまとめたマニュアルを提供するとともに」というように、少しずつ記述が変わっているというものでございます。

ここまでが工業統計調査と商業統計調査、それから特定サービス産業実態調査のそれぞれの考え方、対応についての御説明となります。

済みません。1ページ目に戻っていただきまして、bの後半からなのですが「また、本調査において、調査員調査と郵送調査それぞれの回収率はどのようになっていたのか。特に、従業員200人未満と小規模である複数事業所については、調査方法を調査員調査から郵送調査に変更することは問題ないか」、それから「c 論点a及びbにおける実績及び対応を踏まえ、本調査について、各調査方法の調査対象事業所の範囲を変更することは妥当か」、「d 今回行う調査方法の変更を踏まえて本調査を実施することについて、対応を予定している措置は、回収率確保、統計の質保証及び審査技術の蓄積の観点から問題ないか」ということに関してでございます。

回答のところの1につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます、2からですが、工業統計調査については、現在、先ほども説明がありましたとおり、3つの調査系統を使っておりまして、1つが①の従業員200人未満は地方自治体経由の調査員調査、②として、従業員200人以上は国直轄の民間事業者経由による郵送調査、③として経済産業大臣が指定する企業は本社に対して傘下事業所分も含めて国直轄の民間事業者経由による郵送調査、いわゆる「本社一括調査」と言われているものですが、それで調査を実施しております。

このため、同一企業傘下に①の事業所と②の事業所が混在したような場合に、①の調査員調査の対象である事業所が、同一企業傘下の②の郵送調査対象の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、調査票回収の事務に混乱が生じていたということで、こういったことが起こらないようにして、円滑な調査が実施できるように、今回、地方自治体による調査員調査の担当範囲を単独事業所に限定して、複数事業所については、国が担当するように調査対象事業所の範囲を変更するというものでございます。

これによりまして、国と地方自治体の担当範囲が明確になりますので、調査対象事業所からも調査票の提出先で混乱するということがなくなりますし、地方自治体の更なる負担軽減にも資すると考えております。

一方、今回の変更によって、従業員200人未満の複数事業所の一部が調査員調査の方から民間事業者経由の郵送調査に変更になりますので、郵送調査の対象事業所が増加するということになります。ただ、これにつきましては、工業統計調査の回収率は、先ほども申し上げましたとおり、前回の22年の調査のときに、全体で95.6%でございまして、調査員調査が95.5%、郵送調査は97.7%と高い水準にございますし、調査客体の方も従来から毎年回答して、この調査に関しては慣れているということもありますので、結果精度や回収率

確保の観点から特に次のページにあるような対応をとることも考えているということで、特段の問題は生じないと考えております。

2 ページ目の〈民間事業者による郵送調査の実施への対応〉というところでございますが、3 つほど挙げてございますけれども、まず、①として「調査対象への経路変更の事前周知」というところでございます。

平成25年調査から新たに郵送調査に移行する調査対象へは、経路変更に係る事前通知及び事業所情報の確認の文書を送付するというのを考えております。

それから、調査票や記入の仕方等の関係用品の送付の際にも、再度経路変更に係る通知を行いまして、前回からの経路変更についての周知徹底を図る予定でございまして。

②として「問合せに対するきめ細かな対応」でございましてけれども、調査票の配布後は、民間事業者コールセンターを設置いたしまして、記入方法ですとか、調査趣旨等について問合せがあった場合には、提出が円滑に行われるためにきめ細かな説明を行うことを考えております。

また、問合せに対応するための民間事業者向けの研修の実施、それから対象事業所からの問合せに対するFAQ等のマニュアル作成も行っていくこととしております。

③として「丁寧な督促」とありますけれども、期限までに未提出であった事業所に対しましては、民間事業者からは、本調査は政府の基幹統計であり、提出の義務があるということ、実施者には守秘義務があるということ伝えて、提出への理解を頂くとともに、事業所にとっては重要なデータを報告いただくという認識をもって丁寧な督促を行っていきたいと考えております。

民間事業者による回収期間後は、国の方で業種全体又は集計項目への影響度の高い事業所につきまして、自ら電話・訪問等による督促・回収に努めていきたいと考えております。

最後に、審査についてですけれども、従来から民間事業者においても、個票審査を行っておりまして、長年国において蓄積した審査技術・ノウハウの着実な提供を次のように行って、結果精度の確保に努めたいと考えております。

1 つは「民間事業者への審査マニュアル、電算処理説明書等の提供」、次に「審査業務に必要不可欠な産業分類・商品分類に関する国からの説明及び指導」、それから「国の審査担当による審査方法の指導」といったことを行って行く予定でおります。

なお、民間事業者が審査を行う事業所というのは、全工業統計調査対象事業所の一部でございまして、多くの事業所は地方公共団体においても同様の審査をすることとなっております。

また、国においては引き続き地方公共団体及び民間事業者への審査指導及び総合審査を行って行くということもございまして、国における審査技術の蓄積・ノウハウの継承についても問題はないと考えております。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

大きく分けると、2つございまして、1つは実態調査というのでしょうか。現在、経済産業省で行われている民間事業者を利用した調査というものがどのような形で行われているのか。これに関しては、資料4の一番最後のページの「(別表)」という形で、非常にきれいにまとめていただいていることで回答が得られているという形になっております。

もう一つの大きな部分というのが、今回の工業統計調査の変更に関して、これが妥当であるのかどうかということです。

まずは別表に関して、これは現状報告というものですので、これに対して特に何か意見とかそういう形ではないとは思いますが、これは統計委員会からの方からこちらの部会に頂いた宿題のようなものでもありまして、現在、民間事業者がどんな形で調査にかかわっていて、特に今まで調査員調査で行われていたものが民間の郵送調査に変わったときに、回答率等がどのように変化するのか、その基礎資料になるようなものをまとめておきなさいというような宿題を頂いていたので、それに関するまとめのようなものなのですけれども、何か御意見等があったら伺っておきますが、いかがでしょうか。

○原専門委員 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 では原専門委員の方から。

○原専門委員 済みません。基本的な質問なので先に失礼させていただきます。

別表で分からないところがあったので、ちょっと御説明いただきたいと思ったのですが、今回、工業統計調査とは関係がなくて、特定サービス産業実態調査についての部分なのですけれども、郵送調査が調査方法で対象の全てを国直轄の民間事業者経由の郵送調査にて実施と説明が書いてあるのですが、でも5行目には平成22年調査のところで、前回回収率がありますよね。全体が82.1%、調査員調査84.2%と書いてあって、郵送調査なのに調査員調査の回収率が書いてあるのもちょっと理解ができなかったもので、教えていただければというのが1点です。

もう一点は、工業統計調査も前回回収率が御紹介してあって、私の経験からは、非常に事業所に対して調査をすると、回収率を上げるのは難しいですね。驚異的な数字だと思っているのですが、ここには前回の調査分しか出ていないのですけれども、平成19年から民間委託調査が開始されたのですか。いずれにせよ、過去何年間か平均しても、大体この程度、郵送調査と調査員調査で回収率が変わらなかったという理解でよろしいでしょうか。

2点確認です。

○西郷部会長 これは実施者の方から御回答をお願い致します。

○若林 構造統計室長 1つ目の御質問ですが、特定サービス産業実態調査は、平成22年調査で調査員調査と民間郵送調査と書かれておりますとおり、これまで調査員調査と民間郵送調査で行ってございました。

それで、来年から。

○原専門委員 26年から。ありがとうございます。

○若林 構造統計室長 来年から全て民間事業者経由の郵送調査に変更するというところ

でございます。

○原専門委員 分かりました。

○若林 構造統計室長 これに関しましては、先日、諮問いたしまして、統計委員会の方から答申を頂いたところでございます。

工業統計調査についてですけれども、平成22年調査より前の調査員調査と郵送調査の回収率というのは、何分こういう分け方で回収率を出していないものですから分からないのですけれども、全体の回収率という意味で言いますと、2010年が95.6%、それから2009年が95.5%、2008年のときは94.1%なのですが、2008年は全数調査なものですから、小さな事業所もかなり含まれております。また、2007年は95.3%ということでございますので、大体、回収率はキープされていると考えております。

○西郷部会長 どうぞ。

○原専門委員 質問の趣旨としましては、今回、郵送調査の部分が増えるということで、その回収率が低下しないかどうかという、非常に心配される場所だと思うのですけれども、両方そんなに大きな違いはないだろうという実施者側の御経験というか、御理解ということによろしいでしょうか。

済みません。しつこくて。

○若林 構造統計室長 現在も民間郵送調査の回収率97.7%ありまして、ただこれは今は先ほど御説明申し上げましたとおり、従業者200人以上の部分がありますので、ちょっと大きなところというものがあります。

今度、複数事業者となりますので、従業者が200人未満の事業所も入ってはくるのですけれども、企業としてみれば、1つの企業の中で複数の事業所を持っているようなところを対象として行いますので、単独事業所の小さいところというわけではないということもありまして、回収率としてはある程度確保できるのではないかと考えております。

○原専門委員 ありがとうございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、東京都からよろしくお願い致します。

○東京都 東京都でございます。

資料4の一番後ろのページの比較表、工業統計調査の調査精度維持対策（実施時・実査後）については「民間事業者の督促後、国や県の職員による督促も行う」という表現がございます。

ここにつきましては、2ページ「③丁寧な督促」のところの midpoint の2つ目に「民間事業者による回収期間後は、国が業種全体又は集計項目への影響度の高い事業所について、自ら電話・訪問等による督促・回収に努める」ということで、都道府県の回収というか、督促については触れられていない。これは現状、国の方で当初から調査票の配布・回収を行っていただく部分につきましては、最後まで督促については国のところで責任を持っていただくというような状況になっていると思っておりますが、ただし都道府県にとって、非常に影

響の大きいところについては、都道府県において督促を行うことも否定しないというような状況になっていると思います。

ですので、このような状況を照らし合わせますと、この比較表のところで「国や県の職員による督促も行う」ということですが、国が実際やっていただく督促も任意であり、又は都道府県が行う督促も任意であるといった認識でよろしいでしょうか。これが1点目でございます。

2点目でございますが、同じく2ページ目の〈民間事業者による郵送調査の実施への対応〉のところで、①の平成25年調査から新たに郵送調査に移行する調査対象に対しては、経路変更に関わる事前通知及び事業所情報確認の文書を送付するというところでございますが、こちらの平成25年からは資料3の図2の現行のところを御覧いただきますと、この中で従業者200人以上の単独事業所につきましては、これは、現在、国がやっている部分を平成25年度からは地方が実施するということになりますので、こちらにつきましても、新たに経路変更が生じるわけでございますので、同様の確認の文書の送付等をしていただければ、地方としては有り難いなと考えております。

そこのところのお考えをお聞かせください。

○西郷部会長 これは最初の督促に関わる国と地方との関わりあいについて、これがマストと読めるのか、それとも真の意味ですね。それに関して多分確認したいということだったと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○倉田 構造統計室参事官補佐 国担当となっています事業所に対しての督促は国が行います。

あくまでも任意で都道府県の方でぜひともやりたいというところがある場合には可能とすると考えております。

それからもう一点の方ですけれども、今、国担当調査となっている従業者200人以上の事業所につきましては、今回、調査員調査に変更になりますが、その事業所に対しても、調査前に通知を致しまして、調査員調査に変更になりますというお知らせをする予定としております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、その別表に関する質問等はそれぐらいということにさせていただきます、今度は本体の方である今回の変更事項に関しまして、御意見等を伺いたいと思います。

資料3の審査メモで言いますと、1ページ目のところから、2ページ目にかけて書いてある部分ですけれども、資料4の御回答のところでは、1ページ目から2ページ目までのところで詳しく記述がございます。

何か今回の変更に関して、御意見等がございましたら、伺いたいと思います。

特にこれは今までと調査員調査の範囲と郵送調査の範囲、それから民間事業者の関わりというものが見た目はすっかり変わるというか、シンプルになるということだと思っておりますけれども、調査を実際に担当する地方自治体の方の立場からこのような変更が適切かど

うかということについて、特に御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○愛知県 愛知県でございます。

今回の変更につきましては、調査系統がすっきりするというので、これについては特に異論はございません。ただし、従業者200人以上の規模の大きい単独事業所を都道府県が引き継ぐということがございますので、特に従来からこの事業所についてはこういう注意が必要ですというような、そういう情報があれば、いずれかの機会に御提供いただくと有り難いと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

これに関しては、そのとおり何か、情報伝達というのですか。

○倉田 構造統計室参事官補佐 もう少し都道府県にいろいろ伺いまして、どういった情報を提供した方がいいかということも伺いつつ、提供できるものについては提供していきたいと思っております。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。

では東京都。

○東京都 東京都でございます。

愛知県さんと同様の意見でございます。

現行の調査経路を単独事業所は地方とすることにつきましては、平成24年経済センサスー活動調査のときに、単独事業所は地方による調査員調査、複数事業所につきましては国による郵送調査というようにはっきりと分けられましたので、調査ごとに調査経路が変わるということが避けられるという意味で今回の調査経路の整理というのは、地方にとって、また企業にとって分かりやすく、やりやすい方法になったと考えております。

また、今、愛知県さんから御要望のあったことについて、事業者ごとに前年の調査の中身について書き方でございますとか、各事業者の注意事項が色々であろうかと思っておりますので、そういったことを機会を見て情報提供していただけることは非常に有り難いことだと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますか。

今回の変更というのは、単独事業所に関しては、地方自治体の調査員調査で、それ以外のところは郵送調査という形で、かなり調査系統がシンプルになるというようなプラスの側面があって、一部新たに地方公共団体の方が受け持つようになるような部分に関しては、後ほど経済産業省の方から必要な情報等を聴取した上で御提供いただくということなので、部会としては、今回の変更は適当であると結論をしたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○西郷部会長 それでは、特に反対意見がないということであれば、今回の変更は適当と判断をさせていただきます。

そういたしますと、審査メモで挙げられました論点というのは、一応それで審議が済んだということになります。

もうあと15分しかないのですけれども、できれば2回で審議を終えたいということもございまして、こちらの方から答申の骨子案というのですか、そちらの方を披露させていただいて、その説明を今からしたいと思います。

資料を配布する時間がございまして、ちょっとその時間を頂きたいと思います。

(「答申(骨子案)」を配布)

○木下 構造統計室参事官補佐 部会長、済みません。

ちょっと、今、配布する時間を使って、先ほど小西専門委員から出ました有形固定資産の状況が分かったので、ご報告したいと思います。全くもって私の勘違いだったということで、小西専門委員がおっしゃっているとおり、平成12年、2000年までは乙調査においても、毎年有形固定資産をとっていたという事実がございまして。

ただし、やはり記入者の負担軽減ということもあって、平成13年以降は、5年に1回、全数調査のときのみに行うように変更したという経緯がございまして。

それで、ちょうど平成22年のときに経済センサスも始まるということもあって、乙調査からは全廃したということです。

○小西専門委員 全廃ですか。

○木下 構造統計室参事官補佐 乙調査から有形固定資産を完全に外すという形になっております。それが事実でございまして。

○小西専門委員 それはみんなで話し合っただけで決めたのですか。

○木下 構造統計室参事官補佐 当然、委員会にもかけてあるはずですよ。

○小西専門委員 そうか。2000年以降は2000、2005、が取られていたのですよね。2010年はセンサス調査があるから取っていませんね。

○木下 構造統計室参事官補佐 そういうことですね。

○小西専門委員 それでセンサスが始まるから以降は全廃ですね。

○木下 構造統計室参事官補佐 はい。先ほど、経済センサスではという話をさせていただきましたけれども、経済センサスにおいても、実は乙調査に該当するところは、工業統計調査をやめたがために、経済センサスの方で取っていきましょうという整理をして、経済センサスの方では、細かな内訳は小規模では取っていないのですけれども、10人以上は計だけを取るという形にして、大規模な30人以上については、基本的には内訳も含めて取るという整理をしています。

したがって、工業統計調査では、乙調査については平成22年以降、調査を廃止し、経済センサスの方で5年に1回捕捉していくというように整理させていただいているということでございまして。

済みません。ちょっと事実関係を。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、骨子案に関して、事務局の方から御説明いただきたいと思います。

○山田 統計審査官 それでは、お手元に骨子案をお配りいたしました。何分、見込みで書いておるところがございますので、その辺をお含みおきいただければ幸いです。

御覧いただければと思いますが、まず骨子案、本文のところにつきましては「諮問第55号による工業統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する」と定型の文で書かせていただいているところがございます。

「記」としまして、大きな見出しが3つ書いてございます。

「1 本調査計画の変更」ということで、「(1) 承認の適否」ということで、定型どおり「変更を承認して差し支えない」旨の整理をここで書き込むのかと一考しているところがございます。

「(2) 理由等」のところがございますけれども「報告を求めるために用いる方法の変更」ということでございまして、こちらにつきましては、都道府県の事務負担の軽減に資すること等から、適当という整理をするのかと思っております。

ただ、ただし書きということで「調査実施者は民間委託の実施に際し、結果精度や回収率確保について、今回の結果を踏まえて引き続き取り組む必要がある旨、記述」というものでどうかということで書かせていただいているところがございます。

それから2点目でございます。

前回諮問の課題への対応のところがございます。

こちらにつきましては、経済産業省のこれまでの検討状況について、まず書いた上で、ここでは後述3の「今後の課題」で示した方向で引き続き検討と書いておりますけれども、後述3の「今後の課題」のところだと、必ずしも一致しないところもあるかと思っておりますので、内容については御賛同いただけたということで、内容について基本的には適当という形にしつつ、先ほど話題に出ておりましたプレプリントの話も出ておりますので、それは3の「今後の課題」のところとの兼ね合いかと思っておりますが、そこで必要ならばただし書きなりを記述するのかなと思っております。

まず、ここまででございまして、調査票の変更については、今回、御議論いただいた結果、調査票の変更に及ぶような御指摘はなかったのかなと思っております。

その上で「3 今後の課題」でございまして、2点まず書かせていただいておりますので(1)のところ「調査方法の検証について」ということで、民間委託の実施ということでございますので、結果精度や回収率確保について、検証が必要である旨。

それから「(2) 調査方法の変更に関する検討について」として、(1)の検証結果を踏まえつつ、必要に応じて、調査方法の変更に関する検討が必要と書かせていただいております。

先ほどの御議論がありましたので、必要であれば、プレプリントのお話、それから事実

確認等、もう一度御議論も必要かもしれませんが、有形固定資産の話が入るのか、入らないのかということかと思っております。

骨子案の構成について、御説明いたしました。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、時間の許す範囲で御議論いただきたいと思えます。

まず、大きな1番の「本調査計画の変更」の「(1)承認の適否」というところで、これは骨子案ということで、これは答申がどんなものなのかということを知っている人を前提にこういうことを書いているので、初めてこういったものを御覧になる場合には、ちょっとこれだとイメージが湧かないかもしれませんが、最初に今回の変更が適切であるかどうかという結論のようなものがこの「承認の適否」というところに記載されて、あとその理由が出てきて、最後の部分で今後検討すべき課題というものが出てくる。

大体、枠組みとしては、どの答申もこのような形で書くようになっております。

「承認の適否」のことなのですけれども、結論が先に来ているような形なのですが、先ほどまでの議論を踏まえると、全て提案のとおりで「変更を承認して差し支えない」というのが大方の結論ということになると思いますが、そのような結論にして特段問題ないということでしょうか。

本体というか、本当の答申案というのは、次回に出てくるということなのですが、おおよその結論としては「変更を承認して差し支えない」という形になります。

「(2)理由等」に関してなのですけれども「報告を求めるために用いる方法の変更(調査方法の変更)」に関して、これに関しては、都道府県の事務負担の軽減に資すること等から適当と整理ということです。

ただし、民間委託に関わって、結果精度や回収率確保について、今回の結果を踏まえて引き続き取り組む必要がある旨というものを記述することなのですけれども、この理由のところに関して、何か御意見等ございますか。

御説明の中では、事務負担の軽減ということもあったわけですが、むしろもう少し積極的な理由として、調査員に返すべき調査票が郵送されてしまったとか、そういう混乱が今までのやり方だと非常に200人以上であるのかどうかとか、そういったことで調査票の回収に少し混乱があったのですけれども、今回の変更によってそれが解消されるというのは、これはかなりポジティブな理由だと思いますので、それはぜひ理由の中に書いていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

何かほかにその理由のところについて御意見等がございましたら、伺いたしたいと思います。

では、事務負担の軽減ということとともに、今回の変更によって、調査票の回収に関する多少の混乱が解消されるということも書き込んでいただくことにしたいと思います。

大きい2番の今後の課題への対応というところで。

そこに関して、先ほどの議論では主に回答者の負担を考えるとということが非常に大きな理由になっていたところが多かったのですけれども、少なくとも今回の工業統計調査に関しては、経済産業省からの御回答で適当と判断させていただいていたわけですが、何かこの書き振りについて、注文等がございましたら、今、伺っておきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

本文が示されていない状態で書き振りと言っても、なかなか難しい面があるのですけれども、ぜひこういうことは書いておいて、先ほど私が申し上げたような、ぜひこういうことは書いておいてほしいというようなことがありましたら、検討させていただきます。

いかがですか。特に御希望等はございますか。

では、この大きい2番に関しましては、事務局の方で後ほど作成致します答申案の本文の方を見ながら次回検討させていただくということに致します。

最後に、3番目の「今後の課題」ということで「(1) 調査方法の検証について」と「(2) 調査方法の変更に関する検討について」、ここでは2つ挙げられていますけれども、そのほかにプレプリントの範囲をどう考えるのかということ。それから有形固定資産について、一度、委員会等で議論がされていることではあるのですけれども、もし特にということであれば書くというような形になろうとは思っています。

何か御意見等ございますか。

よろしいですか。

どうぞ、原専門委員。

○原専門委員 先ほどの職種のところなのですけれども、今回は「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」、特に分けることについてはそのままいいのではないかという話になったのですけれども、もし今後の課題として引き続き残していただけたら有り難いかなと思っています。

先ほど、部会長からお話がありましたように、議論がやはり記入者の不満が相当強かったという、そういう主観的なものに基づいていて、もしきちんと本当にこういう項目をやっても無回答が多いという客観的なデータを将来的にお示しいただいて、その上でもう一度改めて、職種ごとの把握というものを御検討いただけないかなというのが希望です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

答申の中に書くか書かないかということは別として、もし何かそういう資料というか、事実を次回の部会の際に示せますか。

○若林 構造統計室長 済みません。今は客観的なデータとしては持ってはおりません。

○西郷部会長 そうですか。そうしますと、数字に基づいてということは難しいということなのですけれども、どうしますかね。今後の課題に書くか書かないか。

これは今後の課題の中に書きますと、次回の際には必ず答えなければいけないという義務があらに生じるわけなのです。学問的な世界で今後の課題というと、もうちょっと軽くて、もう少し考えましようみたいな感じなのですけれども、こういう答申の中で今

後の課題と書くと、実施部局にとってはかなり重たい課題ということになりますので、どう書くかということまで含めて、次回、検討させていただきたい。

○原専門委員 そういふ点は理解しておりまして、特段強く求めているものではないのですけれども、ここで全く客観的データがないままこれが消えてしまったら、もうこの話は消えてしまうわけですね。なので、それはちょっともったいないかなと思ひまして、問題提起という形で言わせていただいたというところなんです。それはお任せ致します。

○西郷部会長 ありがとうございます。

3番の「今後の課題」に関しましてほかにもございますか。

どうぞ。

○坂井 国際統計企画官 済みません。事務局からまだ書き上げていない状態で申し上げにくいのですが、書く上で一応確認させていただく点を2点ほど。

小西専門委員から有形固定資産の話がございました。それについてとる範囲、それから周期、それをどうするかというところが多分課題に書くとしたら問題になると思ひます。

経済センサスが取っているという話であれば、そこに合わせるかがどうするかというところが恐らく、合わせる必要があるか否かも含めて審議していかなければいけない課題になっていくのだと思ひますが、そこで書くに当たって、まず、なぜとらなければいけないのかというところを、次回、ちょっともう少し、今回でも結構ですし、御説明いただきたいのと、それからセンサスに合わせるというような書き方については、次回、また議論していただければ結構なのですけれども、それはお願いしたい1点でございます。

それから、もう一つ気付いたのは、先ほどおっしゃった原専門委員からの御質問の点も含めて、今後の課題に書くことがいいのですけれども、やはり書く上では部会長がおっしゃったように、必要性というところが、なぜそれが部会として必要かというところを強調しないと、なかなか記載しにくい面がありますし、出口は別として、そのところを一応頭に置いていただきたいと思います。

もう一つ、プレプリントの話。竹原委員からございましたけれども、その部分は、本調査については、一応課題になるという方向にするつもりなのですけれども、それを一般化するということは必要ないという理解でよろしいのでしょうかということがちょっと確認です。

○竹原委員 結構です。

○坂井 国際統計企画官 分かりました。

○西郷部会長 有形固定資産の必要性ということに関しては小西専門委員。

○小西専門委員 そうですね。これはメールでやりとりでもいいと思ひます。

○坂井 国際統計企画官 頂けたら。

○小西専門委員 それがいいですね、きっと。

○坂井 国際統計企画官 有り難いなと思ひます。

○小西専門委員 分かりました。

○西郷部会長 では、後ほどメールでということをお願い致します。

それでは、時間も来たことですので。

○小西専門委員 済みません。一つだけ。

資料2は何だったのか分からなかったのですけれども、これは何なのですか。

これは「別紙 申請事項記載書」で「変更案」と「変更前」と書いてあるのは、これはもう決定事項が配布されたという理解でいいですか。

○西郷部会長 これは事務局からですね。

資料2はそもそもどういう目的のために配布したのでしょうかということなのですか。

○小西専門委員 この資料が何なのか分からなくて。

○坂井 国際統計企画官 済みません。これ自体は一応統計法に基づきまして経済産業大臣から総務大臣に申請がまいります。諮問に際しては、通常の法定事項としてこういう手続が踏まれるということで、これを踏まえまして委員会に諮問させていただいております。

そういう意味で、これは今回の諮問の根拠の一部として、経済産業省の資料として付けさせていただいているということでございます。

諮問自体は、総務大臣から統計委員会に対する諮問になりますけれども、その基になるのが今回添付させていただいた経産大臣のこの調査の変更申請ということでございます。

○小西専門委員 それで避難地域について、調査対象を元に戻しますよというのが最初に説明があったのですけれども、その後の議論になかったのです。

○西郷部会長 ああそうですね。避難地域の話をしていなかったですよ。

○坂井 国際統計企画官 済みません、事務局から御説明します。審査メモから落とさせていただいているのは、通常ですと、当然、震災関係で対象を外しているというのは、やむを得ない措置として委員会の整理では、諮問を要しない「軽微案件」として処理しています。

それを復活するのは、当然震災の被災状況を見て、復活される状況であることを政府が決定して、それを元に戻すわけですから、特に審議いただくまでもなく、特に審査メモには記載しませんでした。

そういうことも含めて、本部会ではあえて審議いただく必要はないということで、審査メモには書かせていただいております。そういう整理でございます。

○小西専門委員 ではその中に書いているものは読んでおけばいいということなのですか。

○坂井 国際統計企画官 特に御審議頂くまでの必要はないということです。

○小西専門委員 分かりました。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間を過ぎてしまって申し訳なかったのですけれども、本日の審議はこれまでということにさせていただきます。

本部会において、審議を効率的に行うために、今回の審議を踏まえた確認したい事項や

意見等がございましたら、8月22日までに事務局の方に電子メールなり、電話なりで御連絡いただきたいと思っております。

御指摘の点につきましては、メール等で頂いた点につきましては、事務局で取りまとめた上で回答を作成して、次回の部会の資料として提出させていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

それでは、次回の部会の日程等について、事務局の方から御連絡をお願い致します。

○木村 副統計審査官 次回の部会ですが、8月30日金曜日の午前10時から、本日と同じこの会議室で開催する予定としております。

部会長からお願いのありましたとおり、お気付きの点や次回の部会において必要な資料等がございましたならば、日が短くて申し訳ございませんが、22日木曜日までにメール等適宜の方法で事務局まで御連絡をお願い致します。

なお、本日の部会の結果概要でございますが、来週月曜日、8月26日の委員会までにこの結果概要を作りまして、先生方の御確認等、間に合わない場合があるかと思っております。

したがって、26日の委員会におきましては、未定稿という形で提出させていただくことになろうかと思っておりますので御承知おきいただきますようお願い致します。

最後に、本日の配布資料でございますが、次回以降の部会におきましても、審議資料として利用しますので、お忘れなくお持ちいただきますようお願い致します。

委員、専門委員の皆様につきましては、もしお荷物になるようでしたならば、席上に置いていただければ、次回また御用意させていただきます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の部会はこれで終了致します。

どうもありがとうございました。